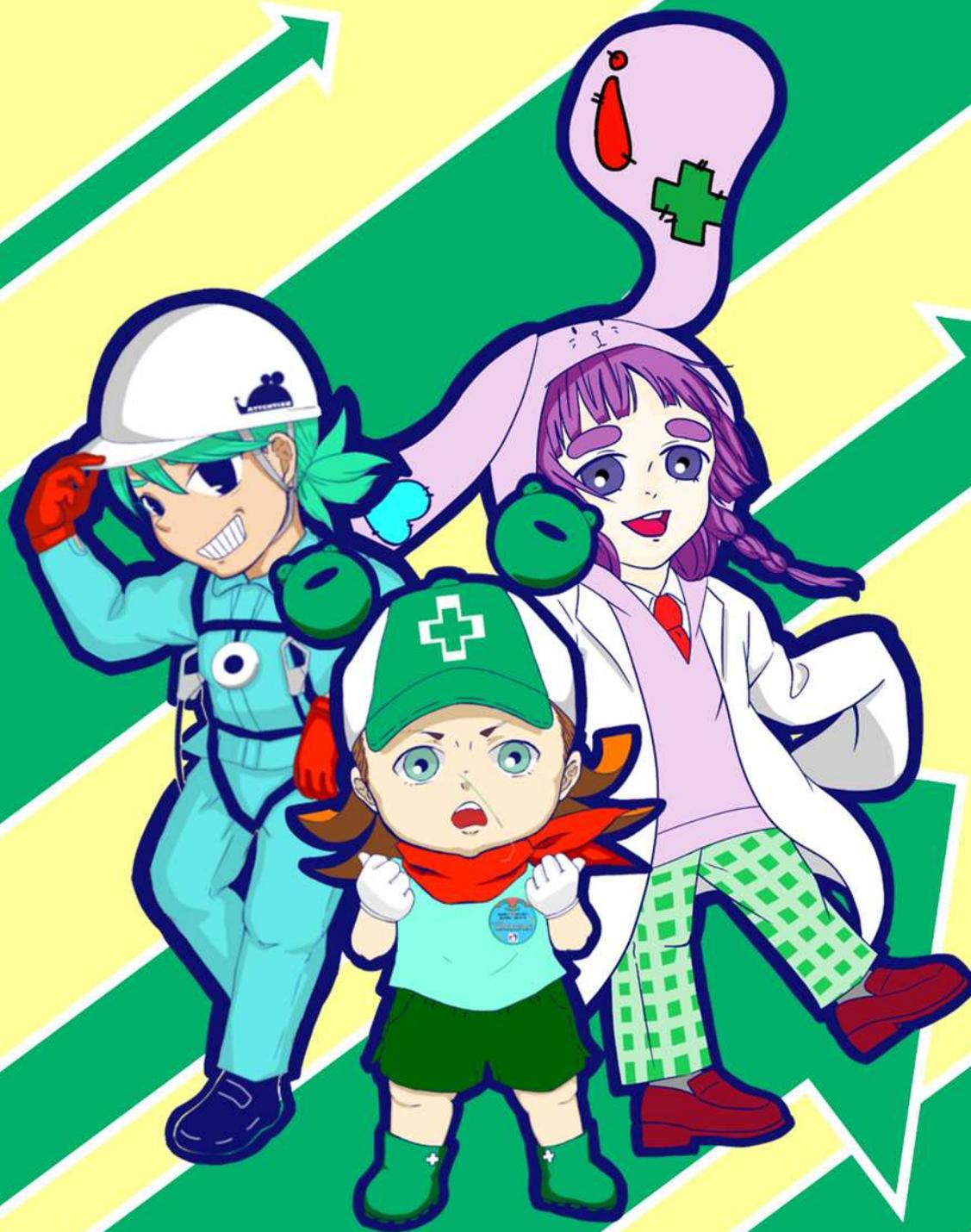


# 労働災害の現状

令和5年労働災害発生状況の分析



松塩筑・木曽地域における第14次労働災害防止推進計画 統一スローガン

無事に帰す そして 無事に帰る

# 令和6年 安全衛生 年間標語

## 小さなヒヤリも 大事な気づき

## 声に出して災害ゼロ

### 令和5年度

### 松本署 オリジナルポスター等



<安全週間>



<衛生週間>



<冬季災害防止運動>



<熱中症予防周知イベント配布うちわ>



<最低賃金及び2024年物流問題>



<展望>

## 松本署所在地

〒390-0852

松本市大字島立1696

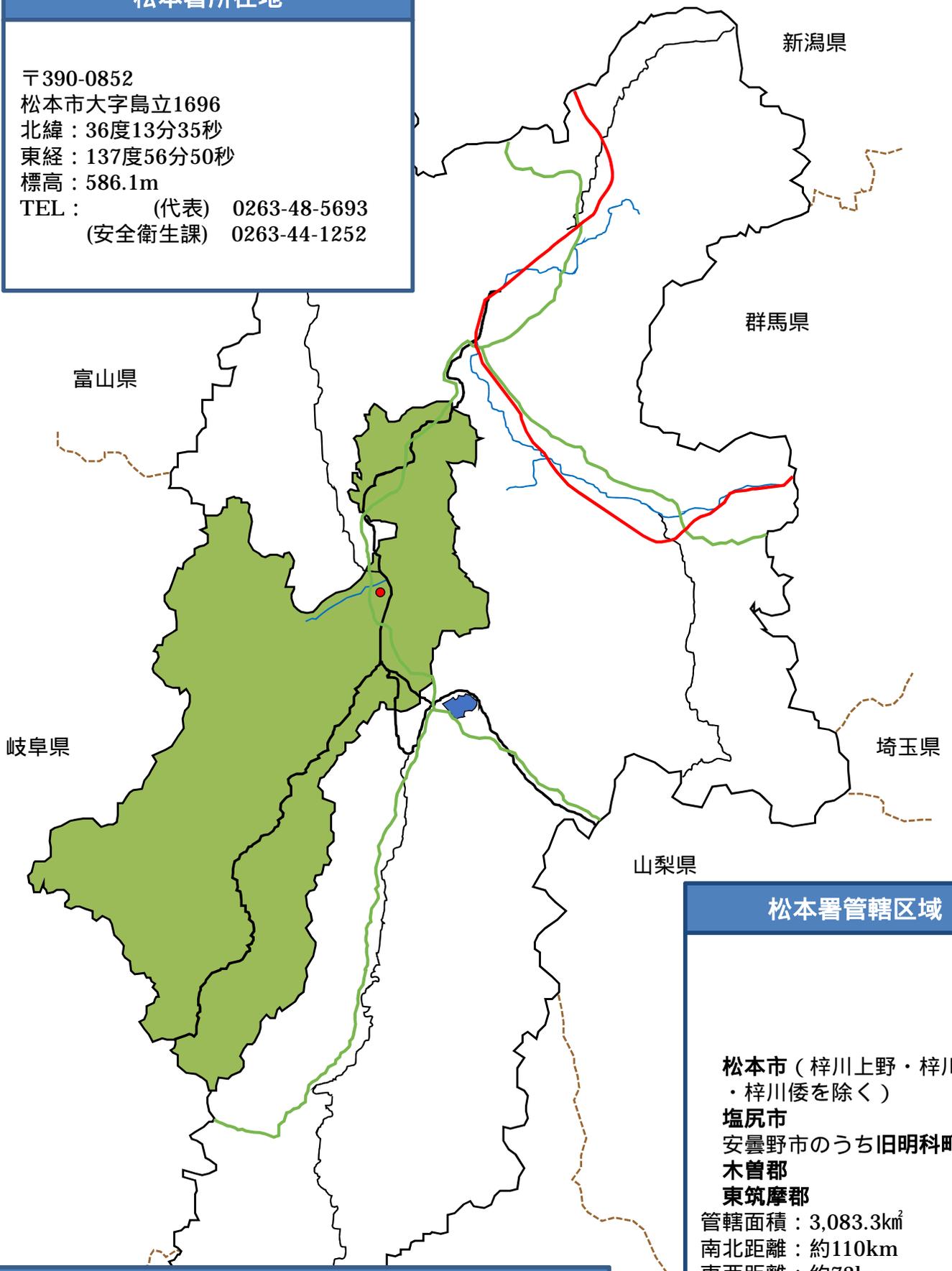
北緯：36度13分35秒

東経：137度56分50秒

標高：586.1m

TEL： (代表) 0263-48-5693

(安全衛生課) 0263-44-1252



## 松本署管轄区域

松本市（梓川上野・梓川梓  
・梓川倭を除く）

塩尻市

安曇野市のうち旧明科町

木曽郡

東筑摩郡

管轄面積：3,083.3km<sup>2</sup>

南北距離：約110km

東西距離：約73km

管轄内最高標高地点：3,190m  
（松本市安曇・奥穂高岳）

管轄内最低標高地点：308m  
（南木曽町田立・木曽川付近）

## 地図記号の説明



松本署



松本署管轄区域

新幹線路線

高速道路

JR路線（幹線）

私鉄・三セク線

JR路線（地方線）

# 目次

## ・労働災害の現状

### 1．令和5年労働災害発生状況

(1) 令和5年業種別労働災害発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

(2) 令和5年事故の型別・業種別労働災害発生状況・・・・・・・・・・P3

(3) 令和5年起因物別・業種別労働災害発生状況・・・・・・・・・・P4

2．令和5年労働災害発生状況の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

## ・労働災害の傾向と問題点

1．全業種でみた労働災害の傾向と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・P6～P12

(参考) 事故の型分類表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13

(参考) 起因物分類表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

・第14次労働災害防止推進計画(14次防)の目標達成に向けて・・・・・・・・P15～17

(参考) 労働安全衛生行政関係ホームページアドレス・・・・・・・・・・P18

(参考) 松本労働基準監督署及び長野県内の労働基準監督署・長野労働局一覧・・P19

# 労働災害の現状

## 1. 令和5年労働災害発生状況

区分 業種		休業4日以上災害										
		令和3年		令和4年		令和5年		対前年増減 (人数)	対前年増 減(%)	業種別 比率		
製造業	食料品製造業	21		29		29				7.6%		
	繊維・繊維製品製造業											
	木材・木製品製造業	7		11		3		8		0.8%		
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業			7		2		5		0.5%		
	化学工業	2		3		5		2		1.3%		
	窯業・土石製品製造業	6		4		11		7		2.9%		
	鉄鋼・非鉄金属製造業	17	6	(1)	4	19	3	13	4	40.6%	0.8%	
	金属製品製造業		6		11		7			4	1.8%	
	一般機械器具製造業		1		32		10			6	4	1.6%
	電気機械器具製造業		3		7		7			3	4	0.8%
	輸送用機械器具製造業		1									
	電気・ガス・水道業	1		1		1				0.3%		
	その他の製造業	5		3		5		2		1.3%		
	小計	59		(1)	90	75		15	16.7%	19.5%		
鉱業		1										
建設業	土木工事業	14		15		8		7		2.1%		
	建築工事業	(1)	8	21	34	13		8.9%				
	うち木造建築工事業	1		9		10		1		2.6%		
	設備工事業	(1)	6	(2)	11	6	5		1.6%			
	小計	(2)	28	(2)	47	48		1	2.1%	12.5%		
運輸貨物業	道路貨物運送業	45		(1)	46	54		8		14.1%		
	その他の交通運輸業	9		10		7		3		1.8%		
	陸上貨物取扱業	3		1		1				0.3%		
	小計	57		(1)	57	62		5	8.8%	16.1%		
林業		13		12		7		5	41.7%	1.8%		
その他の事業	農業・畜水産業	5		7		8		1		2.1%		
	卸売業・小売業	59		50		41		9		10.7%		
	通信業	13		17		10		7		2.6%		
	保健衛生業	48		48		53		5		13.8%		
	旅館業	7		6		9		3		2.3%		
	飲食業	11		13		9		4		2.3%		
	清掃業	8		13		13				3.4%		
	ビル管理業	20		(1)	20	12		8		3.1%		
	上記以外の業種	29		20		37		17		9.6%		
	小計	200		(1)	194	192		2	1.0%	50.0%		
合計		(2)	358	(5)	400	384		16	4.0%			
死亡災害		2		5				5				
新型コロナウイルス関連(統計外)		69		569		231						

(注) 本統計は、「労働者死傷病報告(様式第23号)」により、休業4日以上災害を集計したものである

(令和6年1月末集計値)

カッコ書き数字: 死亡者数で死傷者数の内数

単位: 人

松本署管轄地域: 松本市(梓川地区を除く)、塩尻市、安曇野市のうち明科地区、木曽郡、東筑摩郡

# 令和5年 事故の型別・業種別・労働災害発生状況

## 松本労働基準監督署

業種	1.墮落・転落		2.転倒		3.衝突		4.閉塞・落下		5.崩壊・倒壊		6.激突され		7.はさまれ 巻き込まれ		8.ひねり・こすれ		11.高低差物		12.荷重物		17-18.交通事故		19.無理な動作		その他計		合計		前年同月		対前年増減 (死者数)		業種別比率 (本年死者数)								
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷									
食品製造業	1	11	2	1	1	2	6	1	1	1	1	2	6	1	1	1	1	1	1	4	29	29	0.0%	0.0%	7.6%																
繊維製品製造業																																									
木材・木製品製造業																																									
パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業																																									
化学工業																																									
窯業・土石製品製造業																																									
製鉄業																																									
金属製品製造業																																									
一般機械器具製造業																																									
電気機械器具製造業																																									
輸送用機械器具製造業																																									
電気・ガス・水道業																																									
その他の製造業																																									
小計	2	18	5	7	6	20	5	3	3	8	1	15	16.7%	19.5%																											
鉱業																																									
土木工事業																																									
建築工事業	15	15	2	2	1	3	6	2	2	1	3	6	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
うち木造建築業	5	5	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
備工事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
小計	16	16	2	2	2	3	6	4	2	1	3	6	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
道路貨物運送業	18	18	2	2	2	3	5	1	1	1	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
その他の交通運輸業	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
陸上貨物取扱業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
小計	18	18	3	3	3	5	1	1	1	1	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
林業																																									
農業・畜産業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
卸売業・小売業	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
通信業	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
保健衛生業	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
旅業	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
飲食業	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
清掃業	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
ビル管理業	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
上記以外の業種	22	22	7	7	5	13	11	5	5	9	36	11.8%	11.8%	0.0%	0.0%																										
小計	58	58	17	17	16	44	23	13	13	15	59	83.3%	83.3%	4.0%	4.0%																										
前年同月	64	64	11	11	18	1	17	7	7	17	59	6	5	400	400																										
対前年増減(死者数)	6	6	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
対前年増減比(死傷者数)	9.4%	9.4%	7.8%	7.8%	11.1%	100.0%	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%	3.9%	3.9%	0.3%	0.3%																										
構成比(本年の死傷者数)	15.1%	15.1%	4.4%	4.4%	4.2%	4.2%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	15.4%	15.4%	15.4%	2.9%	2.9%																										
新型コロナウイルス関連(統計外)																																									
合計	222	222	70	70	77	192	107	58	58	70	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231

(注) 本統計は「労働者死傷病報告(様式第23号)」により、休業4日以上の上の災害を集計したものである  
 単位:人  
 松本管轄地域:松本市(梓川地区を除く)、塩尻市、安曇野市のうち明科地区、木曾町、東筑摩郡



## 2. 令和5年労働災害発生状況の特徴

### 1 死亡労働災害発生状況

労働災害による死亡者数は0人であった。

### 2 休業4日以上労働災害発生状況

対前年と比較し、死傷者数は減少した。

(1) 労働災害による休業4以上の死傷者数(以下、「死傷者数」という。)は384人で、令和5年(400人)と比べて16人(4.0%)減少した。

(2) 対前年増減率が最も増加した業種は「運輸業」であり死傷者数は62人で、令和4年(57人)と比べて5人(8.8%)増加した。次いで「建設業」(死傷者数48人・前年比1人(2.1%)増加)の順であった。

### 3 業種別の発生状況

対前年と比較し、運輸業の死傷者数に増加傾向が見られた。

(1) 「製造業」において死傷者数が増加した業種は、「窯業・土石製品製造業」(死傷者数11人・前年比7人増)、「その他の製造業」(死傷者数5人・前年比2人増)であった。

令和4年で増加傾向がみられた「食料品製造業」は死傷者数29人で、前年と同数であった。

(2) 「建設業」において死傷者数が増加した業種は、「建築工事業(木造建築業含む)」(死傷者数34人・前年比13人増)、であった。

(3) 「運輸貨物業」において死傷者数が増加した業種は、「道路貨物運送業」(死傷者数54人・前年比8人増)であった。

(4) 「林業」の死傷者数は7人であり、前年比5人減となった。

(5) 「その他の事業(主として第三次産業)」において死傷者数が増加した業種は、「農業・畜水産業」(死傷者数8人・同1人増)、「保健衛生業」(死傷者数53人・前年比5人増)、「旅館業」(死傷者数9人・前年比3人増)、「上記以外の業種」(死傷者数37人・前年比17人増)であった。

### 4 事故の型別の発生状況

前年同様、「転倒」は例年のごとく最多。全体の約3割を占める。

(1) 「事故の型別」では、「転倒」(死傷者数107人・前年比9人減)が最多となり、次いで「無理な動作」(死傷者数59人・前年比±0人)、「墜落・転落」(死傷者数58人・前年比6人減)、「はさまれ・巻き込まれ」(死傷者数44人・同10人減)の順となった。

■ 「転倒」を業種別にみると、「保健衛生業」(死傷者数23人)が最多となり、次いで「卸売・小売業」(死傷者数17人)、「上記以外の業種」(死傷者数14人)の順となった。

■ 「無理な動作」を業種別にみると、「保健衛生業」(死傷者数18人)が最多となり、次いで「上記以外の業種」(死傷者数9人)、「道路貨物運送業」(死傷者数7人)の順となった。

■ 「墜落・転落」を業種別にみると、「道路貨物運送業」(死傷者数18人)が最多となり、次いで「建築工事業(木造建築業含む)」(死傷者数15人)、「上記以外の業種」(死傷者数5人)の順となった。

■ 「はさまれ・巻き込まれ」を業種別にみると、「食料品製造業」(死傷者数6人)が最多となり、次いで「道路貨物運送業」及び「卸売・小売業」(それぞれ死傷者数5人)、「窯業・土石製品製造業」、「建築工事業(木造建築業含む)」、「農業・畜水産業」(それぞれ死傷者数3人)の順となった。

# 労働災害の傾向と問題点

## 1 全業種でみた労働災害の傾向と問題点

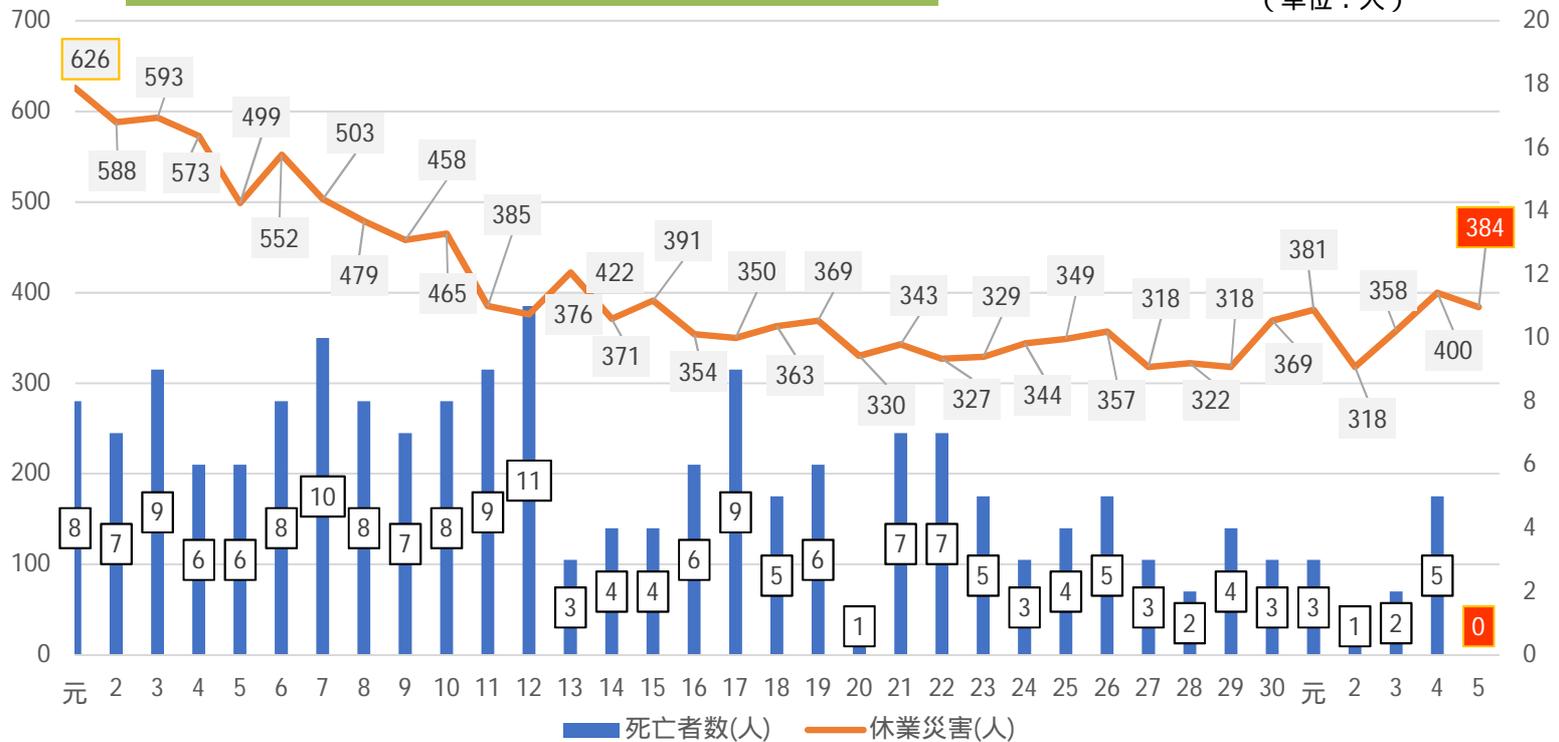
### (1) 長期的にみた労働災害発生状況の傾向と問題点

令和5年の死傷者数は384人、死亡者数0人となった。

令和4年と比較するといずれも減少傾向であるが、長期的にみると死傷者数は依然として多い傾向にあった。

#### 死傷災害（休業4日以上）と死亡災害の推移

(単位：人)



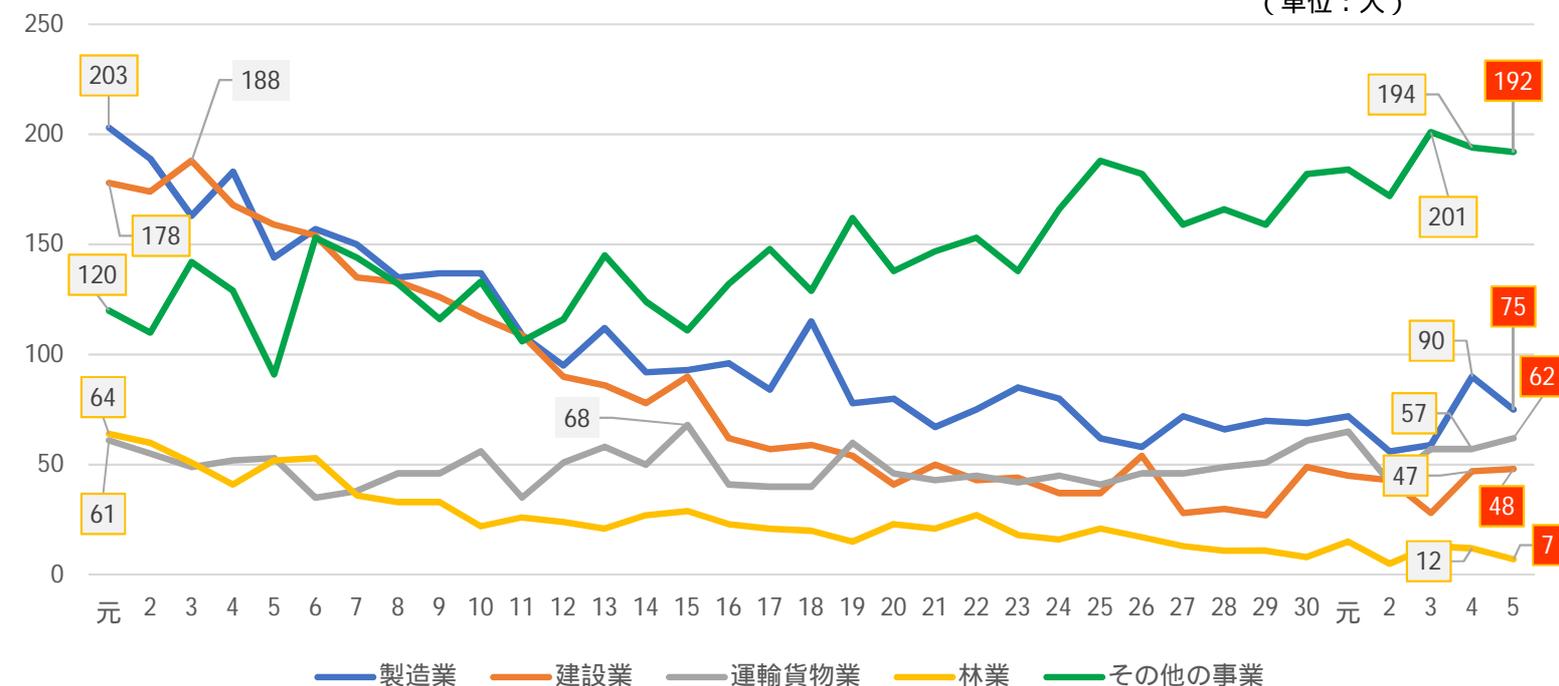
### (2) 長期的にみた業種別労働災害発生状況の傾向

令和5年は、令和4年と比べると「建設業」の死傷者数は横ばいであり、「運輸貨物業」は増加傾向が見られた。

「製造業」は減少傾向を示しているものの、長期的にみると、依然として多い傾向にあった。

#### 業種別死傷災害（休業4日以上）の推移

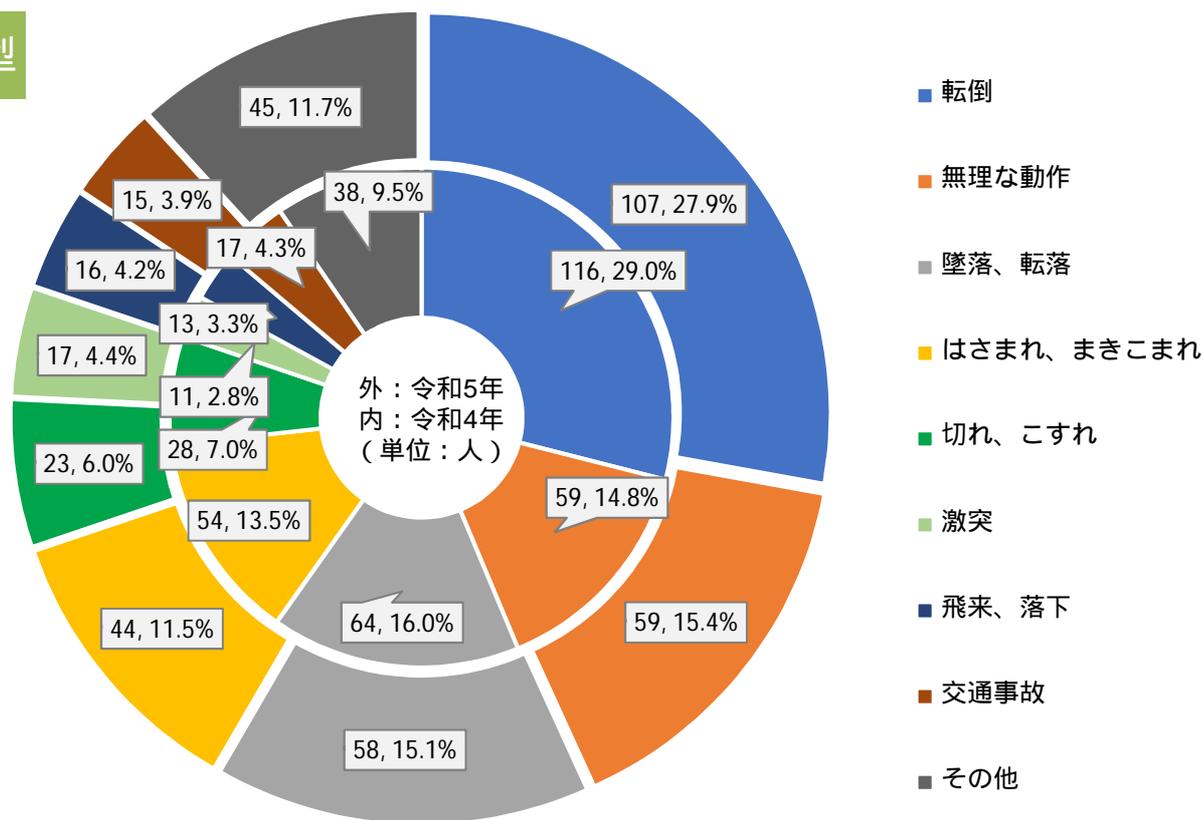
(単位：人)



事故の型の説明については、本誌P13「事故の型分類表」を参照されたい。

前年同様、当署管内で最も多い事故の型は「転倒」災害で約3割を占める割合となった。次いで、「無理な動作」、「墜落、転落」、「はさまれ、まきこまれ」の順となっており、この4種で全体の約7割を占めた。最も死傷者が増加した事故の型は「激突」（前年比6人増）、「飛来、落下」（前年比3人増）であった。

### 事故の型



### 外国人労働者災害発生状況

令和5年の死傷者のうち10人が外国人労働者であった。事故の型別にみると、「はさまれ、巻き込まれ」による事故の型が全体の3割を占め、起因物は「コンベア」「食品加工用機械」「その他の一般動力機械」であった。

### 事故の型（外国人労働者）

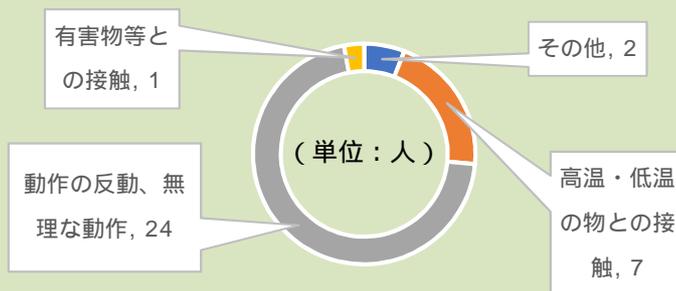


### 業務上疾病災害発生状況

令和5年に発生した災害のうち、業務上疾病を発症した死傷者は34人であった。

最も多かったのは「動作の反動、無理な動作」24人（うち「負傷による腰痛」22人）で、次いで「高温・低温の物との接触」7人（うち「熱中症」7人）であった。

### 事故の型（業務上疾病）

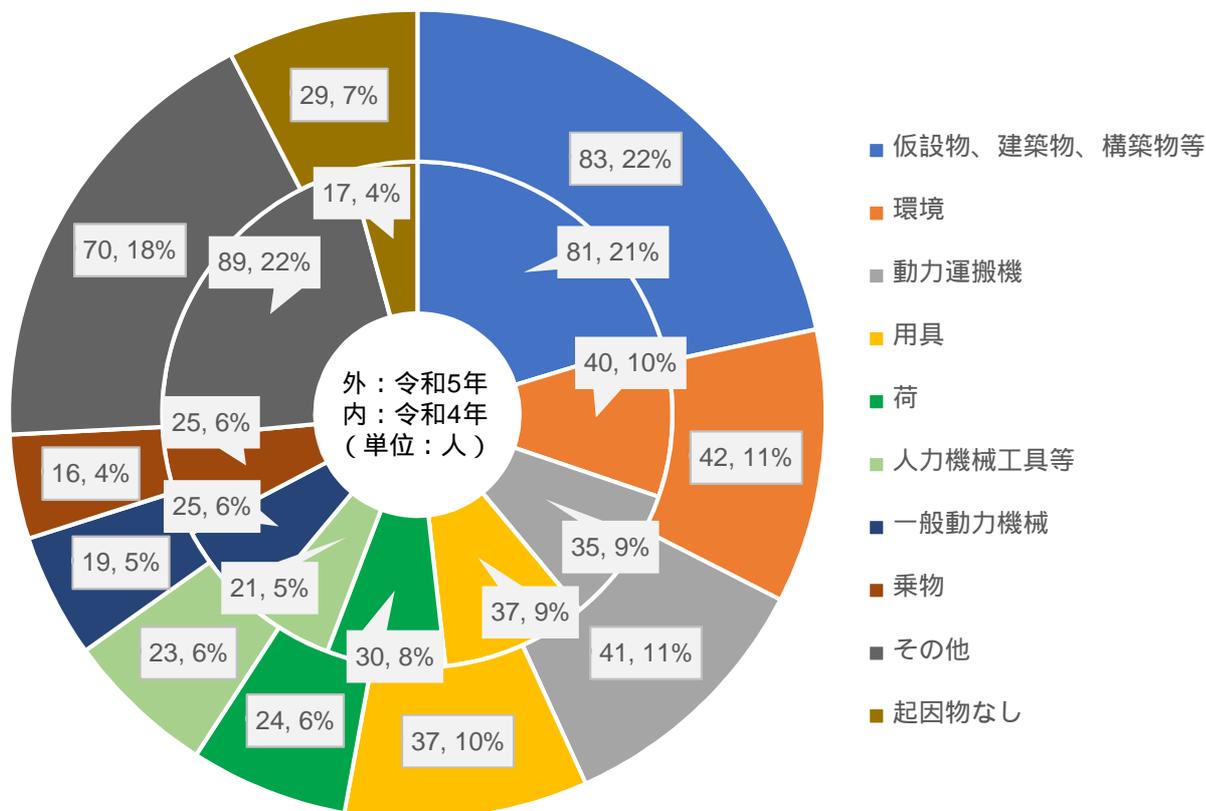


事故の型の説明については、本誌P14「起因物分類表」を参照されたい。

前年同様、当署管内で最も多い起因物は「仮設物、建築物、構築物等」で約5分の1を占める割合となった。次いで、「環境」、「動力運搬機」、「用具」の順となった。

最も死傷者が増加した起因物は「動力運搬機」（前年比6人増）、「起因物なし」（前年比12人増）であった。

起因物

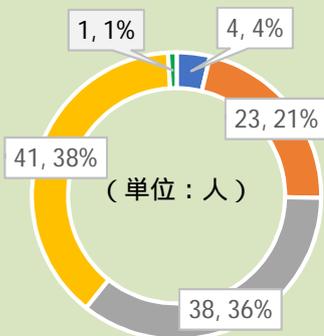


転倒災害発生状況

転倒災害を災害帝都別にみると、「3月以上6月未満」40人、次いで「1月以上3月未満」38人が多く、「1月以上」が全体の3分の4を占めた。また、転倒における休業平均日数は37.8日であった。

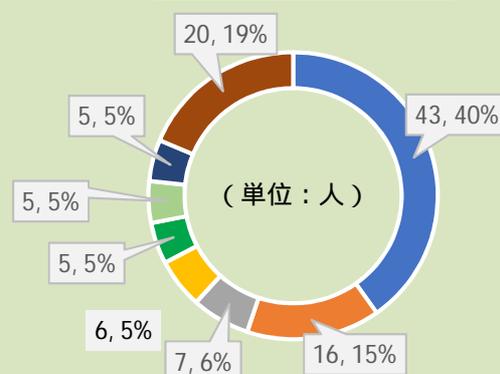
転倒災害を起因物別にみると、「通路」43人、次いで「その他の環境等」16人、「人力運搬機」7人の順に多く、この3種で全体の6割を占めた。

災害程度別（転倒）



- 4日以上2週間未満
- 2週間以上1月未満
- 1月以上3月未満
- 3月以上6月未満
- 6月以上

起因物（転倒）



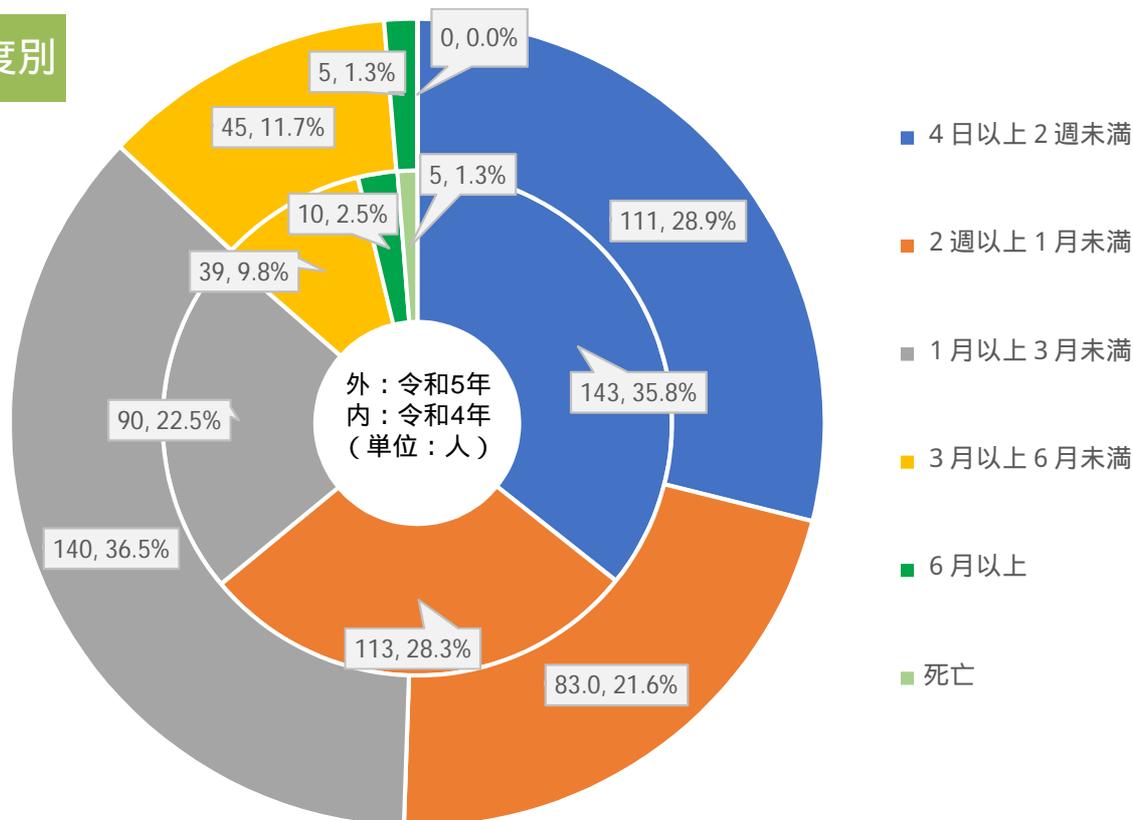
- 通路
- その他の環境等
- 人力運搬機
- 階段、棧橋
- その他の用具
- 作業床、歩み板
- 起因物なし
- その他起因物

( 5 ) 災害程度別労働災害発生状況

災害の程度が「1月以上3か月未満」の死傷者数が140人と最も多く、全体の3割を占める。次いで「4日以上2週間未満」(111人)、「2週間以上1月以上未満」(83人)の順となった。対して、災害の程度のうち「死亡」が前年と比較して5人減の0人であった。

前年と比較し、増減幅は「1月以上3か月未満」で55.5%増、「2週間以上1月未満」が26.6%減、「4日以上2週間未満」が22.4%減となった。

災害程度別

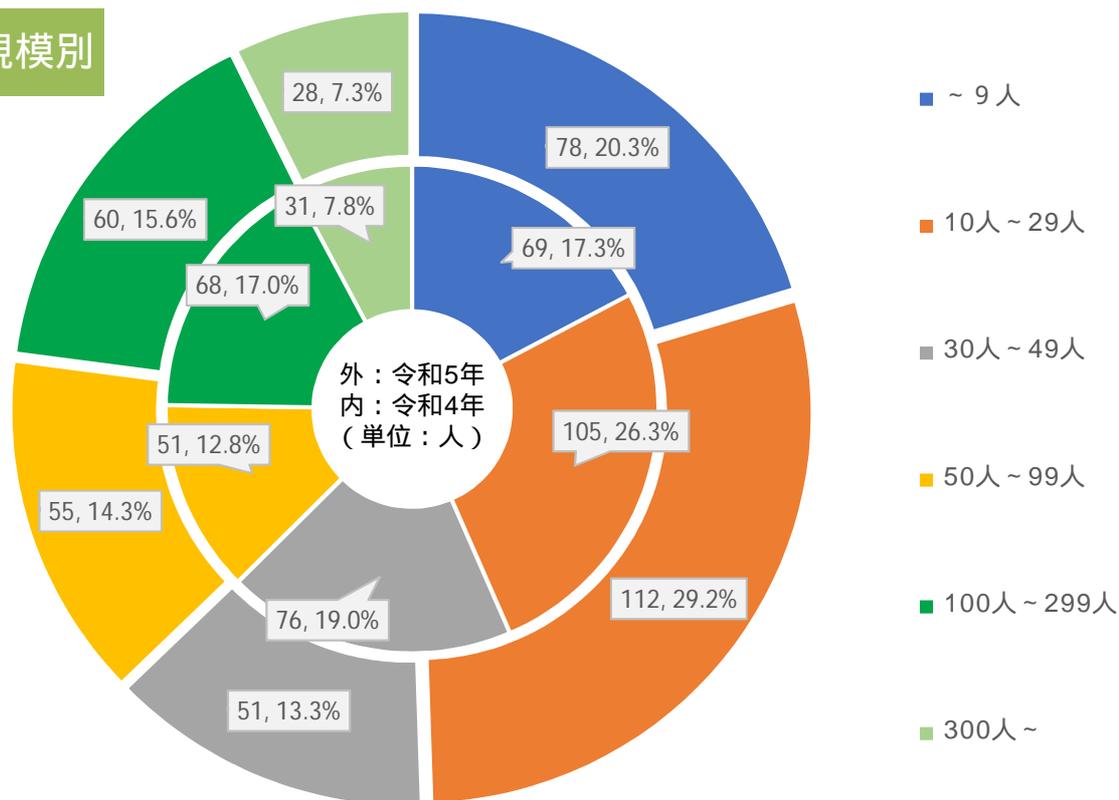


( 6 ) 事業場規模別労働災害発生状況

事業場の規模別に見ると、死傷者数は「100人未満」の事業場の規模で全体の約8割を占めており、「10人~29人」の死傷者数が最も多く、117人であった。

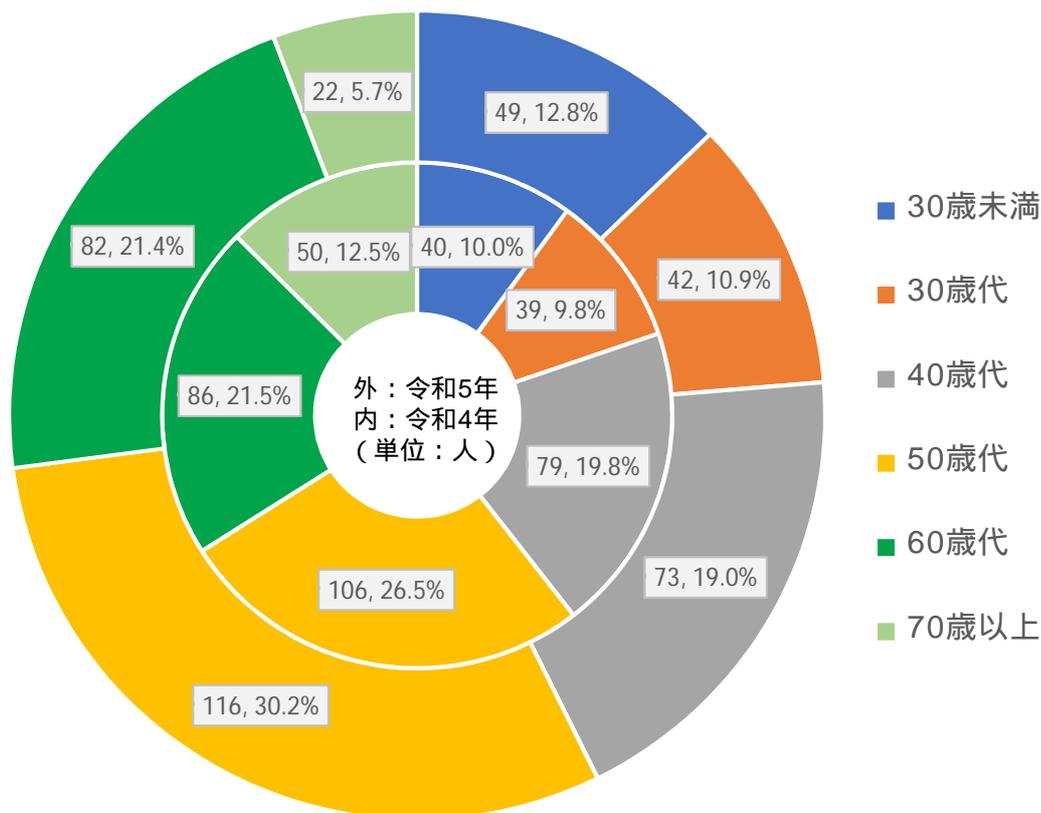
最も死傷者数が増加した事業場規模は「~9人」の事業場の規模で増加しており、前年比9人増の78人であった。

事業場規模別



「60歳以上」の死傷者数が全体の4分の1を占めていた。「60歳以上」の死傷者数を前年と比較すると、令和4年は136人、令和5年は104人となり32人減少した。一方、令和5年の「50歳代」の死傷者数は116人（前年比10人増）であった。

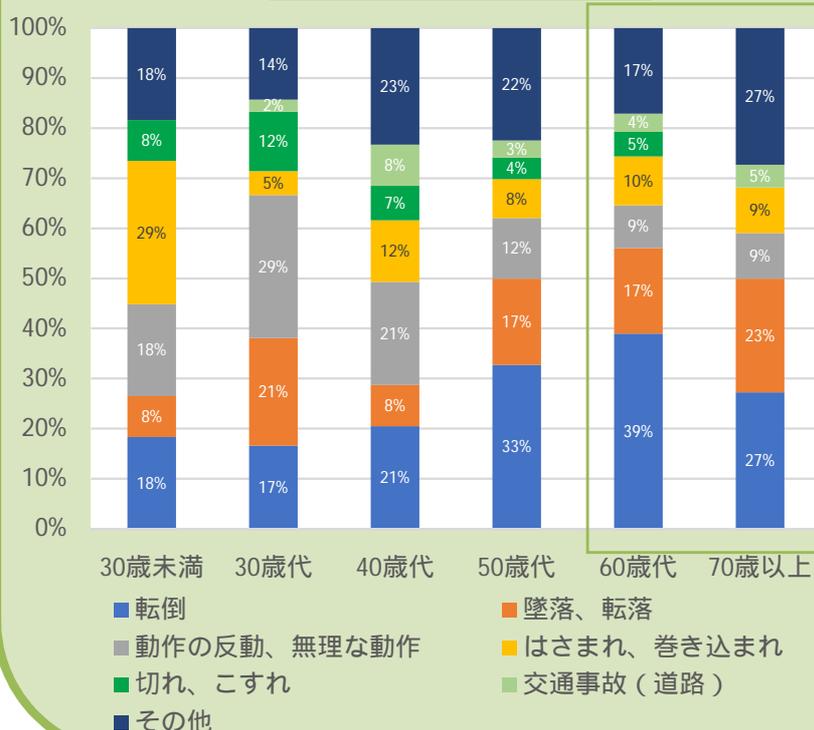
年齢別



60歳以上の労働者に係る労働災害発生状況

「60歳以上」の死傷者数を事故の型別に分析するに、「転倒」が38人と最も多く、次いで「墜落、転落」19人、「動作の反動、無理な動作」9人という順で多く、この3種で全体の6割を占めた。

事故の型（年齢別）



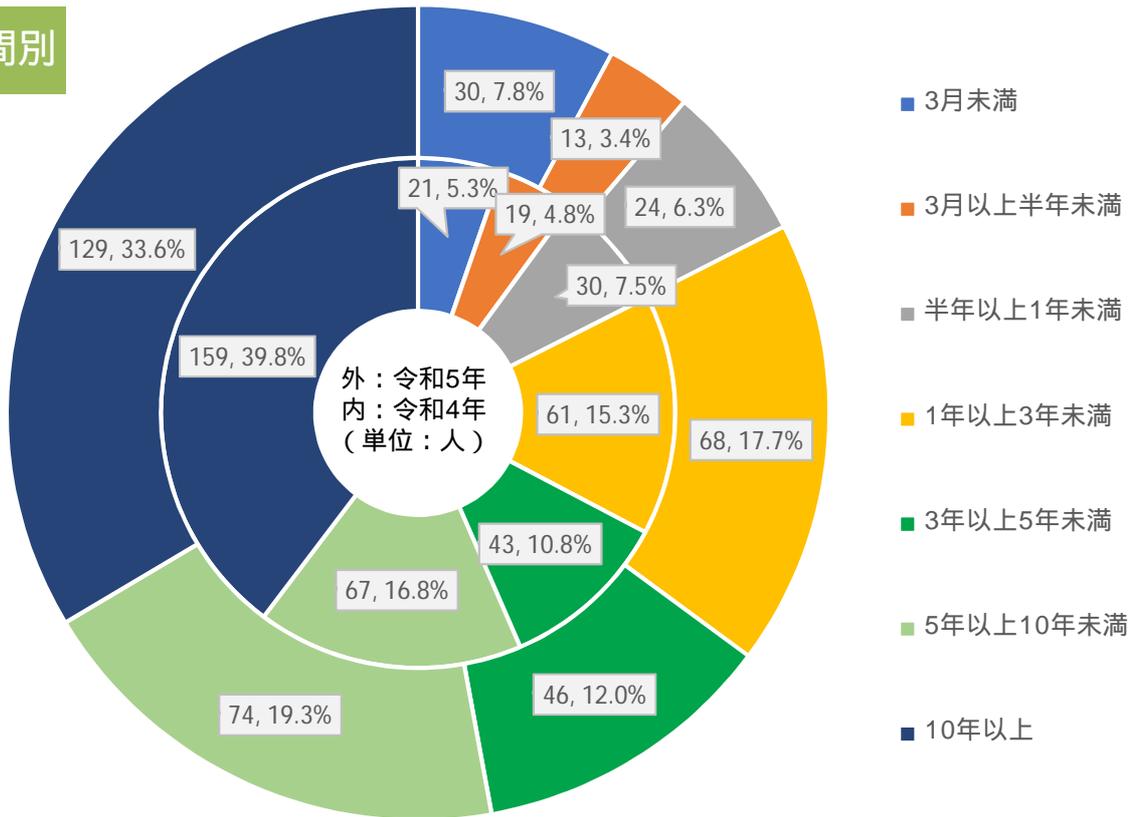
事故の型（60歳以上）



- 転倒
- 墜落、転落
- 動作の反動、無理な動作
- はさまれ、巻き込まれ
- 切れ、こすれ
- 交通事故（道路）
- その他

最も死傷者数が多い経験期間は「10年以上」で129人となったが、前年と比較すると30人減少した。前年と比較して死傷者数が増加した経験期間は、「3月未満」で9人増、「1年以上3年未満」で7人増、「5年以上10年未満」で7人増の3種であった。

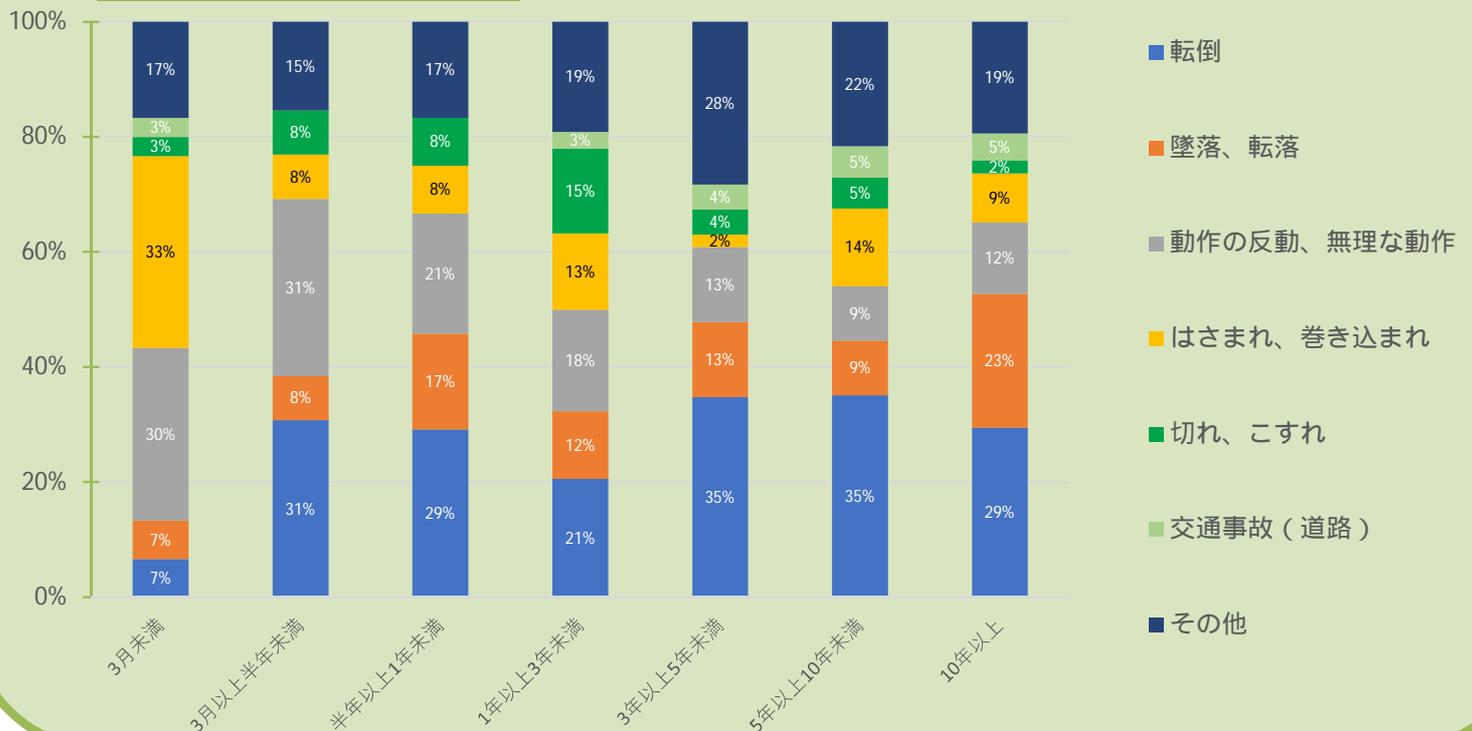
経験期間別



経験期間×事故の型別労働災害発生状況

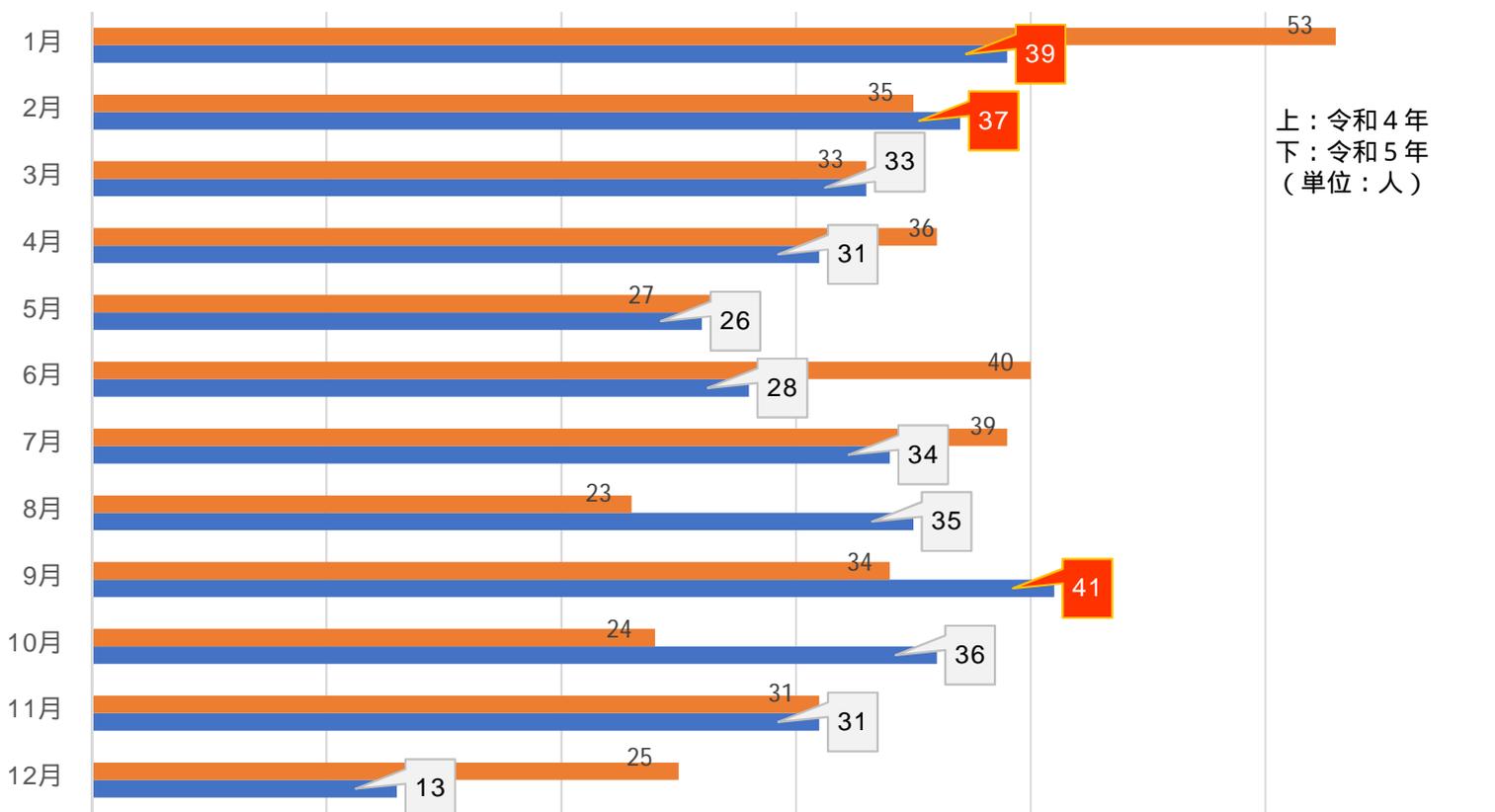
「3月未満」で一番大きな割合を占めていたのは「はさまれ、巻き込まれ」33%であった。経験期間が「3月以上」の層では「転倒」、「墜落、転落」、「動作の反動、無理な動作」が5割以上を占めた。

経験期間 (事故の型)



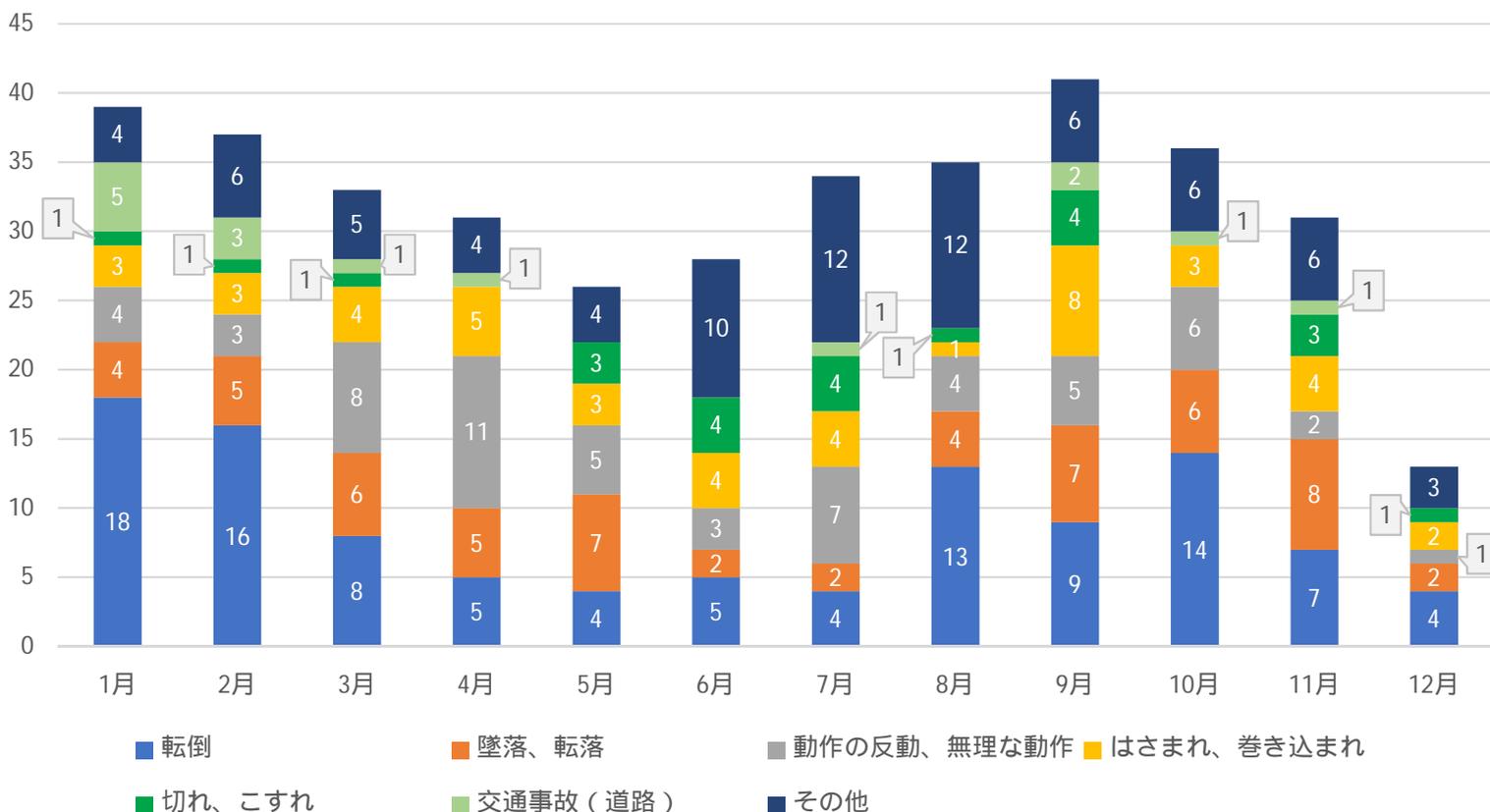
死傷者数が最も多かった月は、「9月」(41人)であった。次いで「1月」(39人)、「2月」(37人)の順に多かった。1~3月は転倒災害等冬季災害が多発する傾向にあり、件数の多かった「1月」及び「2月」のいずれにおいても「転倒」、「動作の反動、無理な動作」、「墜落、転落」で半数以上を占めた。

### 月別件数



### 事故の型 (月別)

(単位：人)



# 事故の型分類表

分類	説明
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合、砂ピン等による蟻地獄の場合を含む。車輛系機械などとともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまずきまたはすべりにより倒れた場合をいう。車輛系機械などとともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合には感電に分類する。
激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車輛系機械などとともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。研削といしの破片、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落としした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がぐずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
激突され	飛来落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレス機の金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。ひかれる場合を含む。交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温物との接触	高温または低温の物との接触をいう。高温または低温の環境下にばく露された場合を含む。 〔高温の場合〕：火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 〔低温の場合〕：冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
感電	帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕：金属製力バー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
爆発	圧力の急激な発生または開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕：容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
破裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。圧かきを含む。研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 〔起因物との関係〕：起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンプ、化学設備等がある。
火災	〔起因物との関係〕：危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
動作の反動 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物をもちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒に分類する。
その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
分類不能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。

# 起因物分類表

分類		説明
大分類	中分類	
動力機械	原動機	機械、装置に直接組み込まれたものは、当該機械装置に分類する。
	動力伝導機構	原動機により機械の作業点に動力を伝える機械的装置をいう。 機械、装置に直接組み込まれたものは、当該機械装置に分類する。
	木材加工用機械	製材機械、合板用機械、木工用機械(自動送り装置を有するものを含む)をいう。 携帯式電動工具を含む。
	建設機械等	掘削、積込み、運搬(いわゆる自動車によるものを除く)締固め等に用いる機械(車両に限る。)であって、建設業、林業、港湾荷役作業等すべての業種において用いられるものをいう。
	金属加工用機械	切削、研削、引抜き、プレス等の金属加工に用いる機械をいう。 携帯式動力工具を含む。
	一般動力機械	木材加工用機械、建設機械等及び金属加工用機械(金属ロール機を除く)を除く一般の動力機械をいう。携帯用動力工具を含む。 動力運搬機、乗物、装置等は、それぞれ当該装置等に分類する。
	車両系木材伐出機械等	伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械等の車両をいう。 架線集材機械が機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いられている場合は、当該装置に分類する。
物上げ装置、 運搬機械	動力クレーン	動力による物上げ装置をいう。クレーン等安全規則適用外のものも含む。 巻上用ワイヤーロープ等物上げ装置の一部になった状態のものを含む。
	動力運搬機	動力クレーン等、乗物を除き、動力を用いて運搬する機械をいう。
	乗物	いわゆる交通機関をいう。
その他の装置等	圧力容器	ボイラー及び圧力容器をいう。 ボイラー及び圧力容器安全規則適用外のものを含む。配管及び付属品を含む。
	化学設備	危険物等を製造し、又は取り扱う設備であって定置式のをいう。 配管及び付属設備を含む。 圧力容器、溶接設備及び乾燥装置は、当該機械に分類する。
	溶接装置	アーク溶接、ガス溶接、テルミット溶接、スポット溶接等による溶接装置をいう。
	炉、窯等	炉、窯、釜、乾燥設備等をいう。
	電気設備	電動機等であって他の機械、装置の一部として組み込まれているものは、当該機械、装置に分類する。 独立の電動機は、原動機に分類する。
	人力機械工具 用具	人力による機械、クレーン、運搬機及び手工具等をいう。 機械装置にセットされ、その一部分になった状態のものは除く。
	その他の装置、 設備	圧力容器、化学設備、溶接装置、炉、窯等、電気設備、人力機械工具等、用具に分類されない装置設備をいう。
仮設物等	仮設物等の上で作業を行う場合のように当該物が作業面である場合又は仮設物等が倒壊した場合のように起因物が当該物そのものである場合に適用する。なお、作業面としては、屋内、又は屋外の別を問わず適用する。 電気設備に分類されるもの及び装置の部分となす構築物を除く。	
物質・材料	危険物、有害物等	GHS 分類における「物理化学的危険性」(以下「危険性」という。)を有するものを「危険物」、「健康に対する有害性」(以下「有害性」という。)を有するものを「有害物」と分類し、危険物及び有害物の両方に該当するものの場合、災害が危険性・有害性のいずれの性質により発生したのかによって整理する。具体例は次のとおり。 ・危険物 火薬類並びに労働安全衛生法施行令別表第1に示す危険物及びこれらに準ずるもの ・有害物 特定化学物質障害予防規則に定める「特定化学物質」、有機溶剤中毒予防規則に定める「有機溶剤等」、鉛中毒予防規則に定める「鉛等、焼結鉛」、四アルキル鉛中毒予防規則に定める四アルキル鉛等及びこれらに準ずるもの なお、本分類には放射線を含む。
	材料	材料が機械装置等にセットされた状態の場合は、当該機械装置に分類する。 セットされた被加工材料の切削片が飛来した場合の起因物も当該機械装置に分類する。
荷	荷	荷等であっても、特定の荷姿をしていない物及び据え付けるため運搬中の機械・装置等でない物は、材料等当該項目に分類する。
環境等	環境等	人工的作業環境のものを含む。
その他	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない起因物をいう。病原菌、細菌等をいう。
	起因物なし	用務のため平滑な通路を歩行中、足をぎっくりして捻挫したというように起因となるものがない場合をいう。
	分類不能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。

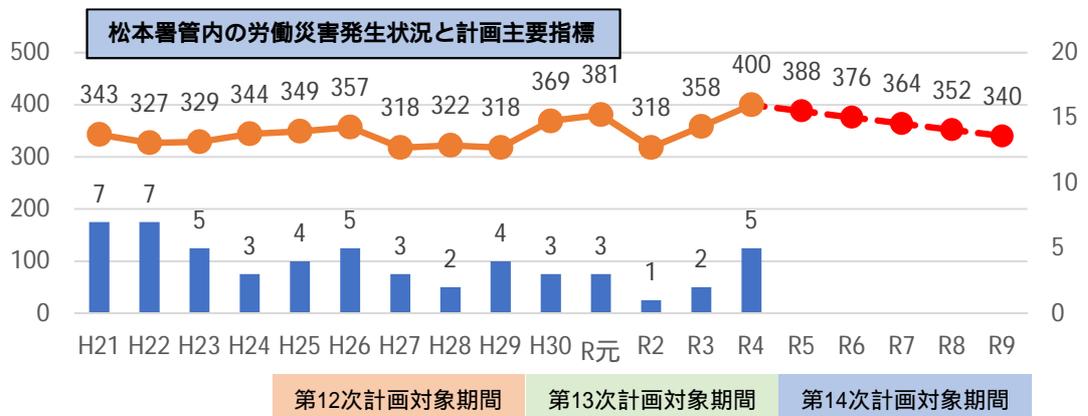
# 第14次労働災害防止推進計画 (14次防)の達成に向けて

令和5年を初年とする第14次労働災害防止推進計画（以下「14次防」という。）の目標を達成するため、松本労働基準監督署管内における労働災害削減目標（以下、「アウトカム指標」とする。）は以下のとおり。

## 松本署管内の労働災害による死傷者数

松本署管内のアウトカム指標		令和5年の結果
休業4日以上死傷者数	前年比15%以上減少の <u>340人以下</u>	<u>384人</u> 令和4年と比較して16人（4.0%）減少
死亡者数	<u>0人</u>	<u>0人</u> 災害統計が残る昭和28年以来初の快挙

《参考》



## (1) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

松本署管内のアウトカム指標		令和5年の結果
増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率	<u>増加に歯止め</u>	令和4年：0.12 令和5年：0.08
転倒による平均休業見込日数	<u>37日以下</u>	令和4年：38.1日 令和5年：37.8日
増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数	<u>前期5か年比+28人以内に抑制</u>	41人 14次防期間目標183人の22.4%

## (2) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

松本署管内のアウトカム指標		令和5年の結果
増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率	<u>増加に歯止め</u> (令和4年松本署管内60歳以上労働者千人率：3.07)	令和4年：3.07 令和5年：2.35

( 3 ) 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

松本署管内のアウトカム指標		令和5年の結果
外国人労働者の 死傷年千人率	<b>10%以上減少</b> ( 令和4年松本署管内外国人労働者年千人率： 5.08 )	令和4年：5.08 令和5年：3.17

( 4 ) 業種別の労働災害防止対策の推進

松本署管内のアウトカム指標		令和5年の結果
陸上貨物運送事業	死傷者数 <b>5%以上減少</b> ( 46人 43人以下 )	62人 8.8%増加
建設業	死亡者数 <b>前年5か年比 15%以上減少</b> ( 6人 5人以下 )	0人
製造業	動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 <b>5%以上減少</b> ( R4年松本署管内製造業・はさまれ災害 27 25人以下 )	21人 うち動力機械によるものが9人
林業	死亡者数 0人	0人

( 5 ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

松本署管内のアウトカム指標		令和5年の結果
化学物質災害	前期5か年比 <b>5%以上減少</b> ( 13次防期間中6人 5人以下 )	0人 (ただし、アルカリ洗剤の腐食による眼疾患1人あり)
増加が見込まれる 熱中症死傷者数の増加数	前期5か年増加数より <b>抑える</b>	令和5年：7人



## 松塩釜・木曾地域における第14次労働災害防止推進計画（概要）

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

1日も早く労働による死亡者をゼロにし、働く人一人ひとりが安全で安心して健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

期間中の統一スローガン

『無事に帰す そして 無事に帰る』

重点事項ごとの具体的取組 計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトカム指標」(※【 】で記載)と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ①安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
- ②災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知
- ③労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

### 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①STOP！転倒災害プロジェクトの展開等【転倒災害防止対策実施事業場割合 30%以上増】  
 (対象業種)小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食料品製造業、道路貨物運送業
- ②非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入れ時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底
- ③介護作業等のノーリフトケータ導入推進【導入施設 5施設以上増】
- ④冬季特有の労働災害防止対策の推進【対策実施事業場割合 10%以上増】

[アウトカム]

- 増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率 増加に歯止め
- 転倒による平均休業見込日数 37日以下
- 増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数 前期5か年比+28人以内に抑制

### 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

[アウトカム]

- 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

【令和4年松本管内60歳以上労働者年千人率:3.07】

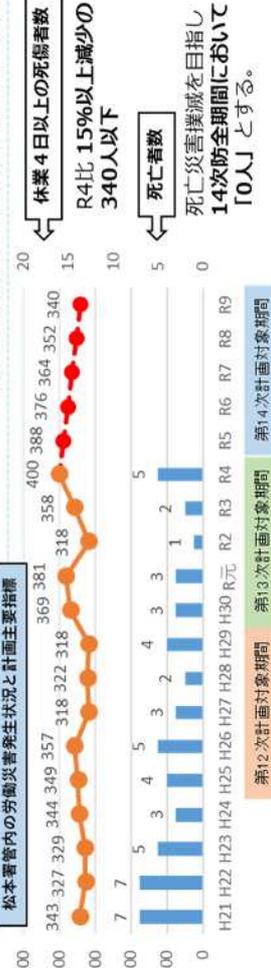
### 4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

- ①テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進
- ②外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進  
 【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う事業場割合 10%以上増加】
- ③労働者ではない勤く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底
- ④障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

[アウトカム]

- 外国人労働者の死傷年千人率 10%以上減少

【令和4年松本管内外国人労働者年千人率:5.08】



## 5 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業対策（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）  
 【荷主、配達先、元請事業者等による関係措置の実施割合 10%以上増 等】

- ②建設業対策（労使による基本的な安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 10%以上増 等】

- ③製造業対策（労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【実施事業場割合 10%以上増】

- ④林業対策（長野県伐木作業チェーンリスト等活用し、伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）【裂け上がり防止措置 実施事業場割合 30%以上増】

- ⑤その他の業種対策（飲食店、旅館業、清掃業、ビル管理業等）

[アウトカム]

- 陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少 [46人→43人以下]
- 建設業 死亡者数 前期5か年比15%以上減少 [6人→5人以下]
- 製造業 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 5%以上減少  
 【2022年松本管内製造業・はさまれ災害27人→5%以上減:25人以下】
- 林業 死亡者数 0人

## 6 労働者の健康確保対策の推進

- ①メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）

【50人未満事業場対策に取り組む割合<sup>注1</sup> 10%以上増加】【現行49.8%】

【50人以上事業場対策に積極的な割合<sup>注2</sup> 5%以上増加】【現行74.9%】

### ②過重労働対策

- ・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善
- ③産業保健活動の推進（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）
- ・長野産業保健総合支援センター活用促進【センターの認知度 90%以上】

[アウトカム]

- 勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合 増加 等

## 7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 20%以上増加】

【現行58.6%】

### ②石綿、粉じん対策

- ・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化
- ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）

### ③熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の建設業の事業場割合 増加】

- ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進
- ④電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]

- 化学物質災害 前期5か年比 5%以上減【13次防全期間6人→5%以上減:5人以下】
- 増加が見込まれる熱中症死傷者数の増加数 前期5か年増加数より抑える

※石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

(注1)注1については以下の①～⑥のうち1項目以上、注2は以下の①～⑥のうち4項目以上に取組む事業場を指す(第13次計画までと同じ)。

①衛生委員会等の設置等、②心の健康づくり計画の策定、③事業場内メンタルヘルス推進担当者への教育研修の実施、④労働者への教育研修の実施、⑤管理監督者への教育研修の実施、⑥労働者からの相談体制の整備、⑦職場環境支援体制の整備、⑧ストレスチェックの実施



(2023.6)

# 労働安全衛生行政関係ホームページアドレス

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>



## 安全衛生関係リーフレット・資料等

各種リーフレット・パンフレット・資料等がPDFデータで入手できます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html)



## 労働安全衛生法関係主要様式集

「各種健診結果報告書」「労働者死傷病報告」等の安全衛生関係様式が入手できます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html)



## 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>



労働基準監督署に申請または届出を行う場合に使用する様式を、企業のみなさんがインターネットを利用して作成するサービスです。また、入力したデータを保存しておくことで、次回入力の際、共通する部分の入力を省略できます。

厚生労働省・職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



全国の労働災害統計・労働災害事例等を閲覧できます。

こころの耳 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト。

長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/home.html>



## 災害統計・事例

長野県内で発生した労働災害の各年統計及び事例（令和6年分は毎月更新）

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/jirei\\_toukei/saigaitoukei\\_jirei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei.html)



## 労働基準監督署からのお知らせ

長野労働局管内の各労働基準監督署からのお知らせ

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase.html)



# 松本労働基準監督署及び

## 長野県内の労働基準監督署・長野労働局一覧

署名	所在地	電話番号	管轄区域
松本	〒390-0852 松本市大字島立1696	TEL:0263-48-5693 (方面：賃金・解雇等労働条件一般) 0263-44-1252 (安全衛生課) 0263-44-1253 (労災課) 0263-48-5707 (総合労働相談コーナー)	松本市(大町労働基準監督署の管轄区域を除く)、塩尻市、安曇野市のうち旧明科町、東筑摩郡、木曾郡

署名	所在地	電話番号	管轄区域
長野	〒380-8573 長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎1F	TEL:026-223-6310 (方面：賃金・解雇等労働条件一般) 026-474-9938 (安全衛生課) 026-474-9939 (労災課) 026-480-0631 (総合労働相談コーナー)	長野市(中野労働基準監督署の管轄区域を除く)、千曲市、上水内郡、埴科郡
岡谷	〒394-0027 岡谷市中央町1-8-4	TEL:0266-22-3454	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上田	〒386-0025 上田市天神2-4-70	TEL:0268-22-0338	上田市、東御市、小県郡
飯田	〒395-0051 飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎	TEL:0265-22-2635	飯田市、下伊那郡
中野	〒383-0022 中野市中央1-2-21	TEL:0269-22-2105	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡
小諸	〒384-0017 小諸市三和1-6-22	TEL:0267-22-1760	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
伊那	〒396-0015 伊那市中央5033-2	TEL:0265-72-6181	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
大町	〒398-0002 大町市大町2943-5 大町地方合同庁舎4F	TEL:0261-22-2001	松本市のうち梓川上野、梓川梓、梓川倭、大町市、安曇野市(松本労働基準監督署の管轄区域を除く)、北安曇郡

長野労働局 〒380-8572 長野市中御所 1-22-1 長野労働総合庁舎	代表(総務課)	TEL:026-223-0550
	監督課	TEL:026-223-0553
	健康安全課	TEL:026-223-0554
	労災補償課	TEL:026-223-0556